

事務連絡
令和2年5月8日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

民生主管部局 御担当者 様

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会的養護自立支援事業の取扱いについて

児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、日頃から御尽力いただき、感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症関連で特にお問い合わせが多かった社会的養護自立支援事業の取扱いについて、別紙のとおりQ&Aとしてとりまとめましたので、その取扱いについて遺漏無きようご留意いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴管下の市町村（特別区を含む。）に対して周知いただくようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課指導係

TEL：03-5253-1111（内線：4878、4860）

E-mail：shakai-yougo@mhlw.go.jp

(別 紙)

(問) 社会的養護自立支援事業において措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由がある場合、生活費等を支給することができるが、新型コロナウイルスの感染拡大により、アルバイト先や就業先が休業するなどして収入が途絶え、厳しい生活下にある児童養護施設等退所者について、一時的に施設に戻り一定期間生活の支援を行った場合の生活費等についても支給対象として差し支えないか。

(答)

新型コロナウイルスの影響によりアルバイト先が休業するなどして給与の減収または無収入となったことにより、生活費等の負担が困難であると都道府県等が認めた者の生活費等については、「社会的養護自立支援事業等の実施について」(平成29年4月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)にもとづく生活費等を支給しても差し支えない。

また、就業先が休業するなどし、生活費等の負担が困難であると都道府県等が認めた者についても、就労していない者と同等とみなして生活費等を支給しても差し支えない。